

那珂市建設工事等請負契約に係る指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名、住所及び登録番号

指名停止措置業者名	住所	業者番号
(株) 大林組	東京都 港区港南 2 - 1 5 - 2	A010000126

2 指名停止措置期間

令和8年8月17日から令和8年9月16日まで 1か月間

3 指名停止措置の適用範囲

那珂市が発注する建設工事等

4 事実概要

(株) 大林組が代表構成員を務める共同企業体が施工の中央新幹線第四南巨摩トンネル新設(東工区)ほか工事において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、所管の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年3月24日付けで同社及び同社社員2名が鰺沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

(那珂市建設工事等請負契約に係る指名停止等の措置要項別表第2)

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前項に掲げる場合のほか、業務に関し次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内